

第3回木材利用促進本部 議事録

○野村農林水産大臣（本部長） 農林水産大臣の野村哲郎でございます。ただ今から、木材利用促進本部の第3回会合を開催いたします。本部長として会議を進行させていただきます。第3回会合の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。戦後、先人の手により造成された我が国の森林資源は、今、まさに利用期を迎えております。このチャンスを活かし、「伐って」、「使う」とともに、そこから得られる収益を「植えて」、「育てる」ことに使うことで、資源利用の好循環を生むことが重要です。特に、建築物への木材利用により、樹木が吸収した二酸化炭素を建築物に長期間貯蔵できること、また、木材は他の資材と比べて材料製造時の二酸化炭素排出量が少ないことから、2050年カーボンニュートラルに貢献するとともに、林業や木材産業を成長産業化させ、地方創生につながります。こうしたことを踏まえ、令和3年10月、「公共建築物等木材利用促進法」の改正法、いわゆる「都市(まち)の木造化推進法」が施行され、木材利用促進の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されました。改正法の施行日には、この木材利用促進本部において、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を決定しております。以降、この本部が中心となり、政府一体となって、建築物におけるより一層の木材利用の促進に取り組んできたところです。都市(まち)の木造化推進法において、木材利用促進本部は、毎年1回、基本方針に基づく措置の実施状況を取りまとめ、公表することとされております。本日は、その実施状況の取りまとめを行いますので、宜しくお願いいたします。

○野村農林水産大臣 それでは、議事に入ります。まず、「令和4年度 建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ（案）」を事務方から説明させます。織田林野庁長官お願いします。

○織田林野庁長官 林野庁長官の織田でございます。「令和4年度 建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ（案）」について、概要を用いて御説明いたします。

資料1を御覧ください。「都市(まち)の木造化推進法」に基づく国の基本方針に即しまして、民間建築物を含む建築物一般での木材利用の促進に向けた取組と公共建築物での木材利用の取組を取りまとめております。

2ページを御覧ください。最初に「(1) 基本方針の策定等」についてです。一昨年10月に木材利用促進本部が策定した国の新たな基本方針を踏まえ、昨年12月末

時点で 33 都道府県、213 市区町村が木材利用方針を改定済みです。木材利用促進本部事務局の下に、事業者等からの問合せに一元的に対応する窓口として、「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」を本年 2 月に設置しました。次に、「(2) 建築物木材利用促進協定制度の活用」についてです。「②国との協定締結」実績は、本年 3 月 15 日時点で 10 件です。協定に基づく木造化・木質化により、約 4,900 立法メートルの木材が使用されました。「③地方公共団体との協定締結」の実績は、3 月 15 日時点で 60 件です。協定に基づき、約 10,200 立法メートルの木材が使用されました。右側に、国との協定に基づく取組事例、

次の 3 ページには地方公共団体との協定に基づく取組事例を紹介しています。

4 ページを御覧ください。「(3) 木材の利用の促進の啓発と国民運動」については、10 月の「木材利用促進月間」を集中期間として普及啓発の取組を行いました。野村大臣に木材利用促進月間の PR をしていただきました。表彰の仕組みも充実させ、木材利用優良施設等コンクールに、新たに文部科学大臣賞を新設しました。ウッドデザイン賞 2022 では、経済産業大臣賞、国土交通大臣賞や環境大臣賞を新設いただきました。

5 ページを御覧ください。「(5) 建築物への木材の利用の状況」です。下段にある、木造建築物の床面関係ベースの着工状況を見ますと、3 階建て以下の低層住宅の木造率は 82.3%、低層の非住宅建築物の木造率は 14.0%、中高層建築物の木造率は 0.1%以下となっています。

6 ページを御覧ください。中高層建築物の木造率はまだ 0.1%以下と低い状況ですが、中段にある「ウ 着工した中高層木造建築物の床面積の推移」の図 3 のとおり、令和 4 年に着工した中高層木造建築物の床面積は対前年で約 4,600 平方メートル増加しており、過去 10 年間でみても増加の兆しが見られます。

7 ページを御覧ください。左上の表を御覧ください。令和 3 年度に国が整備した公共建築物について、75 棟が木造化されました。左下に、木造化事例を掲載しております。また、内装等の木質化を行った公共建築物は、177 棟でした。右下に、内装等の木質化事例を掲載しております。右上のグラフをご覧ください。基本方針において、積極的に木造化を促進するとされている、低層の公共建築物の木造化率は、検証を開始した平成 25 年度以降、上昇傾向にあり、令和 3 年度実績では 97%となりました。

8 ページを御覧ください。上段の「I-3 公共建築物における木材の利用の促進に向けた国の取組」として、技術基準類の整備、施設整備への補助、地方公共団体に対する働きかけ等を行いました。下段の「II 実施状況を踏まえて講ずべき措置」としては、引き続き、建築物での木材利用の促進のため、協定制度の効果的な活用、木材利用の効果の見える化、技術開発やその普及、人材育成、国が整備する公共建

築物での率先した木材利用、地方公共団体への情報提供等の様々な取組を行っていききたいと考えています。

引き続き、木材利用促進本部の6省のみならず、関係省庁等と連携して公共建築物・民間建築物ともに木材利用の促進に向けて取り組んでまいります。引き続き、よろしくお願いします。

○野村農林水産大臣 織田長官からただいま説明のありました取りまとめ（案）を公表することについて、御異議ございませんか。

○柘植芳文総務副大臣、築和生文部科学副大臣、中谷真一経済産業副大臣、清水真人国土交通大臣政務官、小林茂樹環境副大臣 異議なし。

○野村農林水産大臣 御異議ないようですので、案のとおり公表することといたします。

○野村農林水産大臣 それでは、本部員の皆様から、現在、特に力を入れて取り組んでいただいていることや、今後の木材利用促進の方針などについて、御発言をいただきたいと思います。まず、柘植総務副大臣、御発言をお願いいたします。

○柘植総務副大臣 木材利用の促進、また、それを地域経済の活性化につなげることは、非常に重要と考えております。総務省の取組については、資料3－1にまとめております。

まず、1 ページをご覧ください。昨年1月に大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進のため、地域活性化事業債の活用を積極的に検討していただくこと、事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定の締結について積極的に働きかけること、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うことを依頼しております。

次に、3 ページをご覧ください。かねてより、地域木材を利用した施設の整備に対して、地方財政措置を講じ、自治体の木材利用の促進を後押ししておりますが、昨年4月には、地域活性化事業債の活用について改めて通知を発出し、図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も本事業債の対象となることから、積極的に活用するよう依頼しております。自治体向けの会議においても、同様の依頼をしております。今後も引き続き依頼をしてまいります。引き続き、総務省としても、木材利用の促進に努めてまいります。

○野村農林水産大臣 柘植総務副大臣ありがとうございました。引き続き、地方公共団体における取組を牽引いただきたく、よろしくお願いいたします。

次に、築文部科学副大臣です。御発言をお願いいたします

○築文部科学副大臣 学校施設における木材利用については、快適な室内環境と落ち着いて学習に向かうことのできる雰囲気形成や、建物を環境教育の教材として活用するなど、学習環境改善の効果が指摘されています。また、地域コミュニティの形成や、地球環境の保全にもつながるものと考えています。

文部科学省においては、毎年全国の公立学校施設を対象に木材の利用状況について調査を行っており、直近の令和3年度の調査結果では新しく建築された690棟のうち520棟、全体の75.4%で木造化や内装木質化により木材が使用されています。また、公立学校施設の整備に対する国庫補助において、令和4年度から内装木質化の標準化を図るとともに、地域材を活用して木造施設を整備する場合には補助単価の加算を行うなどの財政支援を行っております。

さらに、地方公共団体をはじめとした学校設置者が学校施設への木材利用について積極的な取組を進められるよう、手引書や事例集を作成するとともに、毎年木材を活用した学校施設づくりの講習会を実施しており、木材を活用して整備した学校施設の事例や補助制度の紹介を行うなど、普及啓発を行っております。文部科学省としては、引き続き、学校設置者において学校施設への木材利用がより一層推進されるよう、関係省庁とも連携しつつ支援してまいります。

○野村農林水産大臣 築文部科学副大臣ありがとうございました。教育関連施設における木材利用の促進は、「木育」の観点でも、非常に重要な取組であると考えておりますので、引き続き、積極的な取組をお願いいたします。

次に、中谷経済産業副大臣です。御発言をお願いいたします。

○中谷経済産業副大臣 経済産業副大臣の中谷です。足下のエネルギー価格の高騰への対応と、中長期のカーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物分野の脱炭素化・省エネ化の重要性は、ますます高まっています。こうした中、木材は、他の建設資材に比べて製造時のCO₂発生量が少ないという特長を有するだけでなく、断熱性・調湿性に優れるなど、快適な生活空間の形成に貢献する資材としても大変優れたものであり、産業界における一層の活用促進が期待されています。

経済産業省としては、国土交通省・環境省との連携の下、令和4年度第2次補正予算において1,000億円の予算を確保し、高い断熱性能を持つ窓等の導入を進めているところであり、熱伝導率がアルミサッシと比べて極めて小さい木製サッシの導

入拡大を後押ししていきます。

また、木材との関連が深い木製建具、家具、伝統的工芸品等に関する各種イベントにおいて普及啓発を行うとともに、今年度からは、ウッドデザイン賞に新たに経済産業大臣賞を創設し、木材利用におけるイノベーションの促進、住宅関連産業の振興を図っています。

さらに、本年2月には、中高層の木造建築で先進的な取組を行っている大林グループとの間で、経済産業省第1号案件となる建築物木材利用促進協定を締結するなど、産業界における木材利用促進の機運を一層高めてまいります。

経済産業省としては、こうした様々な取組を進め、引き続き関係省庁や産業界と連携しつつ、積極的な情報発信を含めて、木材利用の促進に取り組んでまいります。

- 野村農林水産大臣 中谷経済産業副大臣ありがとうございました民間建築物での木材利用を促進していく上で、経済・産業界を巻き込んだ取組を進めていくことが重要であると考えておりますので、引き続き、積極的な取組をお願いいたします。
- 次に、清水国土交通大臣政務官です。御発言をお願いいたします。

- 清水国土交通大臣政務官 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、森林資源の本格的な利用期を迎えている中で、森林の炭素吸収源対策や木造建築物等の炭素貯蔵効果等の観点から、住宅・建築物に木材を活用していくことが期待されているところです。資料の1ページ目を御覧ください。国土交通省は、自ら整備する官庁施設において積極的に木材の利用を推進するとともに、国が木造化や木質化を図る際に使用する「公共建築木造工事標準仕様書」などの技術基準類を整備し、地方公共団体への情報提供にも努めてきました。先程の報告にもあったように、令和3年度に国が整備した公共建築物における木造化率が約97%に達するなど、木材の利用が着実に進んでいます。

次に2ページ目を御覧ください。民間の住宅を含む建築物一般につきましても、安全性を確保しながら、木造建築物が建てやすくなるよう、建築基準法に基づく構造・防火基準の合理化に取り組むとともに、先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物のプロジェクト等や設計者の育成に対する支援、省エネ性能等に優れた木造住宅の整備や大工技能者等の確保・育成に対する支援等にも取り組んでおります。特に今年度の取組としては、昨年6月に建築基準法を改正し、3,000㎡を超える大規模建築物の全体の木造化を可能とする等の防火規制の見直しや、簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲を拡大する等の構造規制の見直しを実施したところです。また、都市（まち）の木造化推進法に基づき、今年度は、農林水産省と国土交通省との三者協定として、一般社団法人 JBN・全国工務店協

会、一般社団法人 日本木造耐火建築協会とそれぞれ木材利用促進協定を締結したところであり、それまでに協定を締結した団体も含めた計4団体と連携して、木材利用の促進に取り組むこととしています。

引き続き、農林水産省をはじめとする関係省庁との連携のもと、国土交通省としても、建築物における木材の利用の促進に積極的に取り組んで参ります。

○野村農林水産大臣 清水国土交通大臣政務官ありがとうございました。公共建築物及び民間建築物での木材利用の促進に向けて、建築基準法や、建築技術の開発を所管するお立場から、木材が利用しやすい環境を整備いただくことは極めて重要ですので、引き続き、積極的な取組をお願いいたします。

次に、小林環境副大臣です。御発言をお願いいたします。

○小林環境副大臣 建築物等での木材利用の促進は、2050年カーボンニュートラルの実現に資する重要な取組と認識しております。本年2月には、環境省にとって初めてとなる「建築物木材利用促進協定」を、大林グループと締結しました。住宅・建築物の脱炭素化を進める補助事業の中で、CLT等の木材が活用された事業について、優先採択枠を設けておりますが、来年度からは、特に、本部員として、建築物木材利用促進協定に基づき木材を利用した事業についても同様の措置を講ずるなど、一層の利用推進に取り組んでいく所存です。

また、環境省では、国立公園等の所管施設において率先して木材を活用しているところです。奄美大島世界遺産センターや新宿御苑ミュージアムなどを整備しました。引き続き取組を進めてまいります。さらに、自治体の庁舎や自然公園施設等において木材利用が進むよう、自治体の環境部局への働きかけなども進めてまいります。こうした取組を通じて、環境省は、カーボンニュートラル、サーキュラーエコノミー、ネイチャーポジティブの同時達成に向けた取組を加速化することで、木材利用の促進も含め経済社会の変革を各省の皆様と連携して進めてまいります。

○野村農林水産大臣 小林環境副大臣ありがとうございました。ありがとうございました。「脱炭素社会の実現」は、今回の法改正によって法律の名称にも位置付けられたところであり、木材利用がこれに貢献することを企業等に普及できれば、民間建築物での木材利用の促進につながるものと考えております。引き続き、地球温暖化防止対策を所管されておられるお立場から、積極的な取組をお願いいたします。

最後に、農林水産省における取組について角田農林水産大臣政務官から発言させていただきます。

○角田農林水産大臣政務官 資料3の6をご覧ください。農林水産省では、所管する公共建築物での率先した木材利用の推進はもとより、建築物一般での木材利用の促進に向けて、取り組んでまいりました。1ページ目にありますように、本年2月には、関係省庁の協力を得て、木材利用 促進本部の事務局に、各省庁が実施している建築物の木造化・木造化に関する支援事業等に関する一元的な案内窓口として、「支援事業コンシェルジュ」を設置しました。これまでに建設関連企業から、受注した建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業に関するお問い合わせをいただいたり、地方公共団体、社会福祉法人、個人から、自ら建築する建築物への、活用できる補助事業に関するお問い合わせをいただき、それぞれ、該当する補助事業などをご案内したところです。引き続き、木材利用に関心を有する方々に、わかりやすく、丁寧に対応することにより、木材利用しやすい環境を整備していきたいと考えております。

また、2ページ目にありますように、建築物木材利用促進協定について、農林水産省では、これまでに、九件の協定を締結しています。本年2月には、日本マクドナルドとの間で協定を締結し、同社の店舗の整備に、地域材を積極的に活用いただけることになりました。同社のように、一見、木材利用と関わりがないと思われている外食産業、しかも、全国展開していて知名度も高い企業にも、木材利用に取り組んでいただけることは、他の企業への波及効果が大きいものと考えております。引き続き、各省庁にも御協力いただきながら、協定締結者への技術的な助言や、補助事業における優遇措置の設定等により、協定締結者による木材利用の取組を後押しするとともに、幅広い方々への協定制度の周知や活用の働きかけ等により、木材利用の促進を図ってまいります。

○野村農林水産大臣 角田農林水産大臣政務官ありがとうございました。農林水産省としても、こうしたことについてしっかり取り組んでまいります。

○野村農林水産大臣 我が国では、低層の住宅は8割程度が木造であるのに対して、事務所や店舗などの低層の非住宅では1割程度、中高層になると0.1%以下の木造率にとどまっています。こうした非住宅や中高層を含め、建築物における木材利用のより一層の促進に向けて引き続き、この木材利用 促進本部が中心となり、政府一体となって、取り組んでいきますので、各省の御協力を宜しくお願いします。

○野村農林水産大臣 他に発言がないようでしたら、本日の会合は、これで閉会とさせていただきます。

(閉会)